

## 大麻取締法の改正について

# 大麻取締法の改正について

## 1 大麻取締法（昭和23年法律第124号）の規制概要

- (1)大麻から製造された医薬品の施用等の禁止
- (2)所持罪のみ規定（施用罪は無い）
- (3)大麻の所持、栽培、譲渡、譲受、研究には大麻取扱者免許が必要（規制対象品となるかは、原料となった大麻草の部位によって判断）

## 2 法改正に係る動き

### 近年の大麻規制に係る動向

- 「麻薬に関する単一条約」での大麻のカテゴリー変更（特に危険で医療用途がない麻薬→乱用のおそれがあり、悪影響を及ぼす麻薬）⇒医療用途で使用可
- 大麻由来医薬品「エビディオレックス」の国内治験届出（難治性てんかん治療薬）
- 骨太の方針2022：大麻に関する制度を見直し、大麻由来医薬品の利用等に向けた必要な環境整備を進める旨を記載

## 3 主な改正内容

### (1)大麻由来医薬品の施用等を可能とするための規程の整備

- ①大麻から製造された医薬品の施用等の禁止規定の削除
- ②大麻及び有害成分であるTHCを「麻薬及び向精神薬取締法」（以下、麻向法という。）における麻薬として定義

### (2)大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備

- ①大麻等の不正使用について、麻向法の「麻薬」としての禁止規定及び罰則を適用
- ②大麻草由来製品にTHCの残留限度値を設定
- ③大麻由来成分のうち、化学的変化により容易に麻薬を生じ得る一部の成分についても規制(麻向法)

### (3)大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備

- ①「大麻取締法」の名称を「大麻草の栽培の規制に関する法律」（以下、大麻草栽培規制法という。）に変更
- ②大麻取扱者免許制度の改正（産業用大麻に係る栽培規制の緩和）

【施行スケジュール】・第1回目施行：令和6年12月12日：(1)、(2)、(3)①、② ・第2回目施行：令和7年3月1日：(3)②

### (参考) 大麻草について（「令和3年1月20日、第1回大麻規制検討小委員会」厚生労働省資料を改変）



- ・カンナビノイド：大麻草特有のテルペノフェリック骨格※を持つ化合物群の総称。  
大麻草にはTHC、CBD等100種類以上が含まれている。  
※テルペノフェリック骨格：炭素 21 個からなる、カンナビノイドの基本構造。

### THC（テトラヒドロカンナビノール）

- ・幻覚等の精神作用を示す成分。
- ・化学合成されたものは麻薬として規制。

### CBD（カンナビジオール）

- ・幻覚作用を有さない。
- ・抗てんかん作用や抗不安作用等を有し、比較的毒性は低いとされている。
- ・海外において、一部治療薬として利用している国もある。

# 大麻取締法の改正について

## 3 (1) 大麻由来医薬品の施用等を可能とするための規程の整備 及び3 (2) 大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備について

### 法改正による大麻の規制の変化

法改正前 (大取法で規制)		法改正後 (麻向法で「麻薬」として規制)		
<b>規制対象</b> 大麻草 (種子・成熟した茎を除く)	→	<b>規制対象</b> 大麻草 (種子・成熟した茎を除く)		大麻草 (全草)
				大麻草の葉
<b>規制対象</b> 製品 (種子・成熟した茎を 由来とするものを除く)	→	<b>規制対象</b> 製品 (大麻草の形状を有する)		刻み大麻
				大麻バツツ (海外医療用大麻)
	→	<b>規制対象</b> 製品 (大麻草の形状を有しない) 麻薬成分THCが基準値より上		大麻樹脂
	→	<b>規制対象</b> 製品 (大麻草の形状を有しない) 麻薬成分THCが基準値以下		CBD入り食品 (キャンディー)
	→	<b>規制外</b>		CBD入り化粧品 (美容液・オイル)
<b>規制外</b> 大麻草の種子・成熟した茎 及びその製品 (樹脂を除く) 発芽不能未処理種子に ついては輸入規制あり。	→	<b>規制外</b> 大麻草の種子・成熟した茎及びその製品 (種子・成熟した茎の形状を有する) 発芽不能未処理種子については大麻草 栽培規制法で輸入・流通規制あり。		成熟した茎 由来の繊維等
				種子由来の 医薬品・食品等

### THC 基準値

- ・油脂 (常温において液体であるものに限る。) 及び粉末 : 百万分中十分の量 (10ppm、10mg/kg、0.001%)
- ・水溶液 : 一億分中十分の量 (0.1ppm、0.1mg/kg、0.00001%)
- ・それ以外 : 百万分中1分の量 (1ppm、1mg/kg、0.0001%)

# 大麻取締法の改正について

## 3(3) 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備

### 「大麻草の栽培の規制に関する法律」に基づく免許制度改正の概要

改正前		第1回目施行（令和6年12月12日）	第2回目施行（令和7年3月1日）
大麻取締法	大麻取扱者	大麻草栽培規制法	<b>【都知事】第一種大麻草採取栽培者</b> （有効期間最長3年間） * 産業用製品の原材料採取の目的で大麻（低THC）栽培
	栽培		<b>【厚労大臣】第二種大麻草採取栽培者</b> （有効期間最長1年間） * 医薬品の原材料採取の目的で大麻（高THC）栽培
	<b>【都知事】大麻栽培者</b> （有効期間最長1年間） * 大麻の種子又は繊維を採取する目的での栽培 （都内免許取得者 0人）	<b>【都知事】大麻草採取栽培者</b> （有効期間最長3年間） * 大麻の種子又は繊維を採取する目的での栽培	<b>【厚労大臣】大麻草研究栽培者</b> （有効期間最長1年間） * 研究目的で大麻（高THC含む）を栽培
	<b>【都知事】大麻研究者</b> （有効期間最長1年間） * 研究目的で大麻草を栽培、大麻を使用 （都内免許取得者37人）	使用	↓ 大麻は麻向法の「麻薬」に定義されたため、研究目的での大麻の使用が、麻薬研究者に統合
麻向法	<b>【都知事】麻薬研究者</b> （有効期間最長3年間） * 研究目的で麻薬を使用		

- ・第一種大麻草採取栽培者が栽培地外へ大麻を持ち出す際は、都道府県知事の許可が必要。
- ・第一種大麻草採取栽培者が大麻草を加工する際は、第一種大麻草採取栽培者免許に加えて厚生労働大臣の許可が必要。  
 （大麻草の加工：大麻草の成分の抽出、大麻草の冷凍、大麻草の圧縮）
- ・第一種大麻草採取栽培者が栽培できる大麻草が含有できるTHCの量：乾燥重量で0.3%以下

## 4 東京都の対応

### 【都民・事業者への対応】

- ・法改正に関する情報について、事業者、都民への制度改正の周知（情報を薬務課HPへ掲載）。  
<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anken/iyaku/sonota/toriatsukai/taitorihoukaisei.html>
- ・大麻草製品（大麻草の形状を有さずかつTHCが基準値以下）の市場からの試買検査の実施。

### 【申請予定者への対応】

- ・令和7年2月上旬から第一種大麻草採取栽培者免許申請の事前受付を開始予定（新規申請手数料：23,700円）。
- ・第一種大麻草採取栽培者へは定期的には大麻草の収去検査を実施予定（令和7年度から）（大麻草の含有THC量の確認）。